

情報公開審査会の答申概要（答申第 37 号）

- 1 対象公文書 ○○生活協同組合総代会終了届
 ○○生活協同組合役員就任（および退任）届
 ○○生活協同組合の定款変更認可について
- 2 担当課（所） 県民文化局県民生活課
- 3 異議申立て等の経緯
 (1) H16. 10. 22 公開請求 (4) H17. 1. 12 諮問
 (2) H16. 11. 5 一部公開決定 (5) H18. 2. 24 答申
 (3) H16. 11. 30 異議申立て
- 4 諮問に係る審査会の判断結果
対象公文書について、一部公開とした実施機関の決定は妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総代会議事録中の理事以外の氏名、印影、退任役員、役員候補者名のブロック名、所属団体 ・ 監査報告書中の理事以外の氏名、印影 ・ 就任役員・退任役職員一覧表中の就任した者の生年月日、退任した者の生年月日 	7 条 2 号 (個人情報)	<p>1 第 7 条第 2 号本文の該当性について 本件公文書の非公開部分は、特定の個人が識別される情報であり、本号本文に該当すると認められる。</p> <p>2 第 7 条第 2 号ただし書の該当性について 同号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報の例外としており、慣行として公にされている情報とは、当該情報が現に県民に知り得る状態にあり、それが社会通念上慣行といえることが必要である。</p> <p>ア 異議申立人は、○○生活協同組合には国民への説明責任があり、個人情報として非公開とするのは公益を阻害する旨主張するが、本件組合は消費生活協同組合法に基づき実施機関の認可を受けて設立された法人であり、消費生活協同組合は、組合員に最大の奉仕をすることを目的とし、公益を目的として設立されるものではない。また、本件組合は、共済活動において他の同種の事業を営む法人との関係で競業することも多いという現状にある。</p> <p>イ また、異議申立人は、総代会関連資料については消費生活協同組合法に閲覧規定があると主張するが、消費生活協同組合法第 39 条第 2 項の総会議事録などの閲覧規定は、組合員及び組合の債権者によるのみ閲覧を認めており、広く一般に閲覧を認めるものではない。</p> <p>以上のことから、当該情報は慣行として公にされている情報とはいえず、同号ただし書イに該当しない。 また、当該情報は、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。</p>

- 5 審議経過 審査回数 6 回

(別 紙)
答申第37号

答 申 書

平成18年2月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成16年10月22日に「〇〇生活協同組合 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）実施の総代会開催に関する資料及び役員等の変更届」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、「〇〇生活協同組合総代会終了届」、「〇〇生活協同組合役員就任（および退任）届」及び「〇〇生活協同組合の定款変更認可について」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分及び公開しない理由を次のとおり付して、平成16年11月5日に異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

- ・ 総代会議事録中の理事以外の氏名、印影、退任役員、役員候補者名のブロック名、所属団体
- ・ 監査報告書中の理事以外の氏名、印影
- ・ 就任役職員・退任役職員一覧表中の就任した者の生年月日、退任した者の生年月日

（公開しない理由）

条例第7条第2号に該当

特定の個人が識別され、又は識別され得る個人に関する情報に該当する。

3 異議申立て

異議申立人は平成16年11月30日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は平成17年1月12日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) ○○の加入組合員数は、全国で○○万人と膨大な組織である。膨大な経費を使った広告により、不特定の国民に組合員加入を促進しているため、説明責任がある。一般の保険会社と異なり、情報公開すると言っているから、個人情報も理由に非公開とするのは公益を阻害する。
- (2) 生活又は財産を保護するために公開を求めたものであり、公文書の非公開は条例、憲法等に違反する。非公開のため、組合の地区担当議員の氏名が分からず相談できなかった。組合幹部は責任を持って目の前で加入者に説明しなければならない。
- (3) 総代会関係資料は消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）で閲覧、即時開示が定められている。
- (4) 以前は異議申立人に開示されていたが、知事は本件組合に対し、個人情報として非公開とするよう通知した。非公開は組合との癒着によるもので職権濫用である。知事は組合と癒着し、異議申立人への妨害を継続し、多大な損害を与えた。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 対象公文書には、総代会議事録、監査報告書及び就任役職員・退任役職員一覧表が添付されている。それには役員の氏名、印影、ブロック名、所属団体、生年月日が記載されており、これらはともに個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報に当たる。
- (2) 理事の氏名、住所については消費生活協同組合法第74条第2項の規定により登記がなされるため、条例第7条第2号ただし書イの「公にされている情報」に該当するとして公開した。
- (3) 消費生活協同組合法第39条第2項で、組合員は総代会議事録などの閲覧を求めることができると規定しているが、これは組合員と消費生活協同組合間の規定であり、これをもって本件公文書の公開を判断するものではない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が

全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

本件公開請求に係る公文書は、〇〇生活協同組合が平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催した、第〇〇回〇〇生活協同組合通常総代会に関する資料及び役員等の変更届であり、実施機関の職員が取得し、保管しているものである。

3 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報」を最大限に保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は、公開しない旨規定している。

これは、個人のプライバシーについては、法的に未成熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は、原則として公開しないこととしたものである。

ただし、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する情報については、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性が認められるものとして、同号本文の例外として公開することとしている。

(1) 同号本文の該当性について

総代会議事録中の理事以外の氏名、印影、退任役員、役員候補者名のブロック名、所属団体、監査報告書中の理事以外の氏名、印影、及び就任役職員・退任役職員一覧表中の就任した者の生年月日、退任した者の生年月日は、特定の個人が識別される情報であり、本号本文に該当すると認められる。

(2) 同号ただし書の該当性について

同号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報の例外としており、慣行として公にされている情報とは、当該情報が現に県民に知り得る状態にあり、それが社会通念上慣行といえることが必要であるから、当該規定の該当性について検討する。

ア 異議申立人は、〇〇生活協同組合には国民への説明責任があり、個人情報を中心に非公開とするのは公益を阻害する旨主張するので、この点について検討する。

本件組合は、消費生活協同組合法に基づき実施機関の認可を受けて設立された法人である。消費生活協同組合は、組合員に最大の奉仕をすることを目的とし、公益を目的として設立されるものではない。また、本件組合は、共済活動において他の同種の事業を営む法人との関係で競業することも多いという現状にある。

本件組合は、公益法人でも営利法人でもなく特別法によって設立されたものである。
イ また、異議申立人は、総代会関連資料については消費生活協同組合法に閲覧規定があると主張するが、実施機関の主張するとおり、消費生活協同組合法第39条第2項の総会議事録などの閲覧規定は、組合員及び組合の債権者にのみ閲覧を認めており、広く一般に閲覧を認めるものではない。

以上のことから、当該情報は慣行として公にされている情報とはいえず、同号ただし書イに該当しない。

また、当該情報は、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人が、異議申立書等の中で主張しているその他の主張等については、本件を審査するに当たって、直接、関わりのあるものとは認められない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別 表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 1. 12	○ 諮問を受けた。(諮問案件第60号)
17. 2. 14	○ 実施機関(環境安全部生活安全課)から理由説明書を受理した。
17. 3. 16	○ 異議申立人から意見書を受理した。
17. 6. 10 (第125回審査会)	○ 事案の審議を行った。
17. 10. 27 (第129回審査会)	○ 事案の審議を行った。
17. 11. 17 (第130回審査会)	○ 異議申立人から意見聴取を行った。
18. 1. 12 (第132回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 1. 26 (第133回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 2. 20 (第134回審査会)	○ 事案の審議を行った。